

スピカ法律事務所報酬基準

スピカ法律事務所（以下「当事務所」という。）が、その職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の基準（金額は全て消費税を含まない額）は、以下のとおりとする。当事務所と委任者との契約は、両者間で作成された契約書による。

法律相談料	依頼者に対して行う面談による法律相談の対価をいう。
手数料 （文書作成料）	原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価をいう。
着手金	事件または法律事務（以下「事務等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

< 事件等の個数等 >

- 1 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。

- 2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。
- 3 当事務所が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲で減額する。
- 4 事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額し、委任契約書で定めることとする。

<法律相談料>

個人	初回相談のみ 90分	1万円
	30分ごとに	5000円
事業者及び法人	1時間ごとに	10,000円以上 50,000円以内
	交通事故	初回相談1回 無料 ただし、依頼者との協議による。

<手数料>

手数料は、経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、末尾に記載する。

1 裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
証拠保全(本案事件をあわせて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。)	基本	20万円に、第16条第1項の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額	
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
即決和解(本手数料を受けたときは契	示談交渉を要しない場合	300万円以下 の場合	10万円

約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)		300万円を超え3,000万円以下の場合	1%に7万円を加算した額
		3,000万円を超え3億円以下の場合	0.5%に22万円を加算した額
		3億円を超える場合	0.3%に82万円を加算した額
	示談交渉を要する場合		示談交渉事件として算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
倒産整理事件の債権届出	基本		5万円以上10万円以下
	特に複雑または特殊な事情がある場合		依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判（家事事件手続法第39条別表第一に属する家事審判事件で事案簡明なもの。）		10万円以上20万円以下	

2 裁判外の手数料

項目	分類		手数料
法律関係調査（事実関係調査を含む。）	基本		5万円以上20万円以下
	特に複雑または特殊な事情がある場合		依頼者との協議により定める額
契約書類およびこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	5万円以上10万円以下

		経済的利益の額が、1,000円以上1億円未満のもの	10万円以上30万円以下	
		経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上	
	非定型	基本	300万円以下の場合	10万円
			300万円を超え3,000万円以下の場合	1%に7万円を加算した額
			3,000万円を超え3億円以下の場合	0.3%に28万円を加算した額
			3億円を超える場合	0.1%に88万円を加算した額
		特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合		上記手数料に3万円を加算する	
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	3万円以上5万円以下	
		特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	

	弁護士名の表示あり	基本	5万円以上10万円以下	
		特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
遺言証書作成	定型	10万円から20万円		
	非定型	基本	300万円以下の場合	20万円
			300万円を超え3,000万円以下の場合	1%に17万円を加算した額
			3,000万円を超え3億円以下の場合	0.3%に38万円を加算した額
			3億円を超える場合	0.1%に98万円を加算した額
		特に複雑または特殊な事情がある場合	依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合	上記手数料に3万円を加算する		
遺言執行	基本	300万円以下の場合	30万円	
		300万円を超え3,000万円以下の場合	2%に24万円を加算した額	

		3,000万円を超え3億円以下の場合	1%に54万円を加算した額
		3億円を超える場合	0.5%に204万円を加算した額
	特に複雑または特殊な事情がある場合	受遺者との協議により定める額	
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。	
会社設立	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	<p>資本額もしくは総資産額のうち高い方の額または増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併または分割については200万円を、通常清算については100万円を、その他の手続については10万円を、それぞれ最低額とする。</p> <p>1,000万円以下の場合 4%</p> <p>1,000万円を超え2,000万円以下の場合 3%に10万円を加算した額</p> <p>2,000万円を超え1億円以</p>	

		<p>下の場合</p> <p>2%に30万円を加算した額</p> <p>1億円を超え2億円以下の場合</p> <p>1%に130万円を加算した額</p> <p>2億円を超え20億円以下の場合</p> <p>0.5%に230万円を加算した額</p> <p>20億円を超える場合</p> <p>0.3%に630万円を加算した額</p>
株主総会等指導	基本	30万円以上
	総会等準備も指導する場合	50万円以上
現物出資等証明		<p>1件30万円。</p> <p>ただし、出資等にかかる不動産価格および調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。</p>
簡易な自賠責請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）		<p>次により算定された額。</p> <p>ただし、損害賠償請求権の存否またはその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。</p>

	給付金額が150万円以下の 場合 3万円 給付金額が150万円を超える 場合 給付金額の2%
--	--

<書面による鑑定料>

- 1 書面による鑑定料は、次のとおりとする。
 - (1) 書面による鑑定料 10万円以上100万円以下
 - (2) 法務監査（デューデリジェンス） 50万円以上200万円以下
- 2 前項において、事案が特に複雑または特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項の額を超える鑑定料を受けることができる。

<顧問料>

- 1 顧問契約を締結した依頼者とは、面談による相談の予約を優先させ、面談以外の電話、メール、FAX、チャットワーク等の電磁的手段を利用した法律相談に応ずる。
- 2 顧問業務の内容は、協議により決するが、顧問料に応じて、概ね、次のとおりの内容を基準とする。

顧問料	3万円	5万円	10万円	15万円
作業と法律相談の時間の目安	月3時間程度	月5時間程度	月10時間程度	月15時間程度
法律相談（営業時間外も含む）	○	○	○	○
法律相談の対象者	代表者個人と家族	代表者個人と家族	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者個人と家族 ・ 従業員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者個人と家族 ・ 従業員

簡易な法律関係調査	○	○	○	○
簡易な契約書・就業規則等その他文書の作成・確認	○	○	○	○
内容証明郵便の作成・発送	×	○	○	○
簡易な書面鑑定	×	×	○	○
着手金の減額	5%減額	10%減額	15%減額	20%減額
社内研修講師	×	×	年1回	年2回

<日当>

日当は、次表のとおりとする。

半日（往復2時間を超え4時間まで）	3万円以上5万円以下
1日（往復4時間を超える場合）	5万円以上10万円以下

<実費>

- 1 依頼者は、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担をする。
- 2 当事務所は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

<民事事件の着手金および報酬金>

訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政事件の着手金および報酬金は、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

（着手金）

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	20万円

300万円を超え3,000万円以下の場合	5%に9万円を加算した額
3,000万円を超え3億円以下の場合	3%に69万円を加算した額
3億円を超える場合	2%に369万円を加算した額

(報酬金)

経済的利益の額	報酬金
125万円以下の場合	20万円
125万円を超えて300万円以下の場合	16%
300万円を超え3,000万円以下の場合	10%に18万円を加算した額
3,000万円を超え3億円以下の場合	6%に138万円を加算した額
3億円を超える場合	4%に738万円を加算した額

<調停事件および示談交渉事件>

- 1 調停事件および示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金および報酬金は、民事事件の着手金及び報酬金に準ずる。
- 2 ①示談交渉事件から引き続き調停事件を受任
②示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、2分の1とする。
- 3 示談交渉事件の着手金の最低額は、10万円とする。
- 4 調停事件の着手金の最低額は、20万円とする。

<契約締結交渉>

示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金および報酬金は経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

(着手金)

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	2%
300万円を超え3,000万円以下の場合	1%に3万円を加算した額
3,000万円を超え3億円以下の場合	0.5%に18万円を加算した額
3億円を超える場合	0.3%に78万円を加算した額

(報酬金)

経済的利益の額	報酬金
300万円以下の場合	4%
300万円を超え3,000万円以下の場合	2%に6万円を加算した額
3,000万円を超え3億円以下の場合	1%に36万円を加算した額
3億円を超える場合	0.6%に156万円を加算した額

<督促手続事件>

- 1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	2%
300万円を超え3,000万円以下の場合	1%に3万円を加算した額
3,000万円を超え3億円以下の場合	0.5%に18万円を加算した額
3億円を超える場合	0.3%に78万円を加算した額

- 2 着手金の最低額は、5万円とする。
- 3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、民事事件の着手金により算定される額との差額とする。
- 4 督促手続事件の報酬金は、民事事件の着手金の額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。

<離婚事件>

- 1 離婚事件の着手金および報酬金は、次表のとおりとする。

離婚事件の内容	着手金および報酬金
離婚調停事件 離婚交渉事件	それぞれ30万円
離婚訴訟事件	それぞれ40万円

- 2
 - ① 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するとき
離婚調停事件の着手金の額の2分の1
 - ② 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するとき
離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1
- 3 財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、民事事件の報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

<境界に関する事件>

- 1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金および報酬金は、民事事件の着手金および報酬金の額によるが、最低額は、次のとおりとする。

着手金および報酬金	それぞれ30万円以上50万円以下
-----------	------------------

- 2 境界に関する調停事件および示談交渉事件の着手金および報酬金は、事件の内容により、3分の2に減額することができる。

＜借地非訟事件＞

- 1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとする。

借地権の額	着手金
5,000万円以下の場合	20万円以上50万円以下
5,000万円を超える場合	前段の額に5,000万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりの額を経済的利益とし、民事事件の報酬金の例による。

申立人の場合	申立の認容	借地権の額の2分の1
相手方の場合	相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1
	申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1
	賃料の増額の認容	賃料の増額分の7年分
	財産上の給付の認容	財産上の給付額

＜保全事件等＞ （※ 本案事件とあわせて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。）

- 1 仮差押および仮処分の各命令申立事件（以下「保全事件」という。）の着手金は、民事事件の着手金によって算定される額の2分の1とする。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 保全命令申立事件および保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。

- 3 事件が重大または複雑であるときは、民事事件の報酬金によって算定される額の4分の1の額を報酬金とする。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、3分の1の額とする。
- 4 保全事件により、本案の目的を達したときは、民事事件の報酬金に準ずる。
- 5 保全執行事件は、その執行が重大または複雑なときに限り、保全事件とは別に着手金および報酬金を受けることができるものとし、その額については、民事執行事件に準ずる。

＜民事執行事件等＞（※ 本案事件とあわせて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。）

- 1 民事執行事件、執行停止事件の着手金及び報酬金は次のとおりとする。

	着手金	報酬金
民事執行事件	最低額は、10万円 本案事件の2分の1	本案事件の4分の1
執行停止事件	(原則) 本案事件の2分の1 (重大又は複雑なとき) 本案事件の3分の1	(原則) なし (重大又は複雑なとき) 本案事件の4分の1

＜倒産整理事件＞

- 1 破産、会社整理、特別清算および会社更生の各事件の弁護士報酬は、それぞれ次表の額を原則とする。別途、予納金は必要となる。

事業者の自己破産事件	50万円以上
非事業者の自己破産事件	20万円以上
自己破産以外の破産事件	50万円以上
会社整理事件	100万円以上
特別清算事件	100万円以上

会社更正事件	200万円以上
--------	---------

- 2 資本金、資産および負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じ、契約書をもって定める。

<民事再生事件>

- 1 民事再生事件の弁護士報酬は、次表のとおりとする。

事業者の民事再生事件	100万円以上
非事業者の民事再生事件	30万円以上
小規模個人再生事件および給与所得者等再生事件	20万円以上

- 2 資本金、資産および負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じ、契約書をもって定める。

- 3 再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの履行補助を希望する場合は、別に弁護士報酬を月額で定める。

<任意整理事件>

- 1 着手金

次のア又はイに規定する金額を上限とする。ただし、同一業者でも別支店の場合は別債権者とする。

ア 債権者が1社又は2社の場合 5万円

イ 債権者が3社以上の場合 2万円×債権者数

- 2 報酬金

債権者について、次のアからウまでに規定する金額を合計した金額を上限とし、個々の債権者と和解が成立し、又は過払金の返還を受けた都度、当眩債権者を相手方とする事件の報酬金を請求することができる。

ア 基本報酬金和解が成立し、又は過払金の返還を受けたとき

2万円

イ 減額報酬金残元金(ただし、利息制限法所定の制限を超える約定利

率による金銭消費貸借取引については、引き直し計算後の残元金をいう。)の全部又は一部の請求を免れたとき

その請求を免れた金額の15%相当

額

ウ 過払金報酬金過払金の返還を受けたとき(訴訟又は強制執行によるときを含む。)は、返還を受けた過払金の20%相当額

- 3 分割弁済金代理送付手数料金融機関の送金手数料を含め、1件1回1,000円を上限とする。
- 4 任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約とする。
- 5 前各号の規定にかかわらず、商工ローン業者からの借入れ(ただし、事業者に事業用の資金を貸し付けることを主たる業務とする貸金業者からの事業用資金の借入れであって、当該借入れについて物的担保(手形又は小切手の交付を含む。)又は人的担保が供されているものをいう。)が含まれる場合は、商工ローン業者1社について5万円として、第1号イ及び第2号アに規定する金額を算定する。この場合において、第1号アに規定する金額は、10万円とする。
- 6 自己破産申立てを受任した後、自己破産申立ての前に任意整理に移行したときは、任意整理の着手金のみを受領できるものとし、自己破産の着手金との過不足を消算する。
- 7 個人再生申立てを受任した後、個人再生申立ての前に任意整理に移行したときは、任意整理の着手金のみを受領できるものとし、個人再生の着手金との過不足を消算する。
- 8 違法高利業者が債権者である場合の任意整理
 - (1) 着手金
次のアからエまでに規定する金額を上限とする。ただし、依頼者が商人であり、高利業者が小切手依権者の場合においては、前項第1号に規定する基準を適用する。
 - ア 債権者が1社又は2社の場合 5万円
 - イ 債権者が3社から10社までの場合 2万円×債権者数

ウ 債権者が11社から50社までの場合 20万円+11社以上の債権者数×1万円

エ 債権者が51社以上の場合 60万円+51社以上の債権者数×5,000円

(2) 報酬金

不当利得の返還を受けたとき(訴訟又は強制執行によるときを含む。)に限り発生するものとし、返還を受けた不当利得金の20%相当額を上限とする。

(3) 出張手当 刑事告訴を行い、かつ、警察署と具体的な折衝をしたり、建物の不法占拠の状況調査等のために事務所外に出向いた場合、1日当たり1万円以内の金額(ただし、合計5万円を限度とする。)を請求することができる。

<任意後見および財産管理・身上監護>

1 任意後見契約または財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度および財産状況その他依頼者の財産管理または身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合

手数料 5万円以上20万円以下

2 任意後見契約また財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、事務処理の内容に応じ、次表のとおりとする。

事務処理の内容	弁護士報酬
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合	月額5,000円から5万円の範囲内の額
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額3万円から10万円の範囲内の額

3 不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理や委任事務処理のために裁判手続等は月額の弁護士報酬とは別に弁

護士報酬を請求できる。

<タイムチャージ>

- 1 1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬とする。
- 2 前項の単価は、1時間ごとに2万円以上とする。
- 3 具体的な単価の算定にあたっては、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性および弁護士の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

【経済的利益の算定方法】

- 1 着手金の算定の際の経済的利益とは、事件等の処理によって確保しようとする依頼者の利益をいいます。
- 2 報酬金の算定の際の経済的利益とは、委任事務処理により確保した利益をいいます。
- 3 経済的利益の額は、次のとおり算定します。
 - ① 金銭債権は、債権総額（利息および遅延損害金を含む。）
 - ② 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
 - ③ 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
 - ④ 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
 - ⑤ 所有権は、対象たる物の時価相当額
 - ⑥ 占有権、地上権、永小作権、賃借権および使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を越えるときは、その権利の時価相当額
 - ⑦ 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権および使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の2分の1の額を加算した額
 - ⑧ 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
 - ⑨ 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
 - ⑩ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権および担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号および前号に準じた額
 - ⑪ 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行

為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額

- ⑫ 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産または持分の額
- ⑬ 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲および相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
- ⑭ 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- ⑮ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

4 経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を依頼者と協議して決定する。

5 経済的利益の額が、①請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき、②紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が経済的利益の額に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を、紛争の実態または依頼者の受ける経済的利益の額に相当するまで増額できる。

6 経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。

以 上